

[返還業務細則]

新	旧
<p>第1条 省略</p> <p>(割賦金の算出)</p> <p>第2条 奨学金を_____返還する_____割賦金の額は、貸与を受けた奨学金の額（以下「貸与額」という。）に応じ、奨学規程第17条第3項の表を適用した場合に得られる割賦金の年額で貸与額を除して得られる返還年数（1年未満の端数は切り捨てる。次頁において同じ。）に月賦の割賦の方法（以下「月賦返還」という。）による場合は12を_____乗じて得られる返還回数で貸与額を除して得られる額を下つてはならないものとし、割賦金に端数が生じたときは最終回で調整するものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>第3条～5条 省略</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(施行期日)</p> <p><u>この細則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和5年3月31日時点における返還者は旧細則を適用する。</u></p>	<p>第1条 省略</p> <p>(割賦金の算出)</p> <p>第2条 奨学金を<u>月賦又は半年賦で返還する場合の</u>割賦金の額は、貸与を受けた奨学金の額（以下「貸与額」という。）に応じ、奨学規程第17条第3項の表を適用した場合に得られる割賦金の年額で貸与額を除して得られる返還年数（1年未満の端数は切り捨てる。次頁において同じ。）に月賦の割賦の方法（以下「月賦返還」という。）による場合は12を、<u>半年賦の割賦の方法（以下「半年賦返還」という。）による場合は2を</u>乗じて得られる返還回数で貸与額を除して得られる額を下つてはならないものとし、割賦金に端数が生じたときは最終回で調整するものとする。</p> <p><u>2 月賦・半年賦併用の割賦の方法（以下「併用返還」という。）で返還する場合の月賦返還及び半年賦返還の割賦金の額は、貸与額に前項を適用して求めた月賦返還及び半年賦返還の回数を月賦返還の貸与額又は半年賦返還の貸与額（貸与額を2分して月賦返還の貸与額及び半年賦返還の貸与額を求め、その額に端数が生じたときは月賦返還の貸与額で調整する。）に適用して得られる額を下つてはならないものとする。</u></p> <p>第3条～5条 省略</p> <p>(奨学金の充当)</p> <p><u>第6条 併用返還の場合において、月賦返還の割賦金に合わせて半年賦返還の割賦金を返還するときに月賦返還の割賦金と半年賦返還の割賦金の合計額に満たない返還金の支払いがあったときは、月賦返還の割賦金から充当するものとする。</u></p>